- 1. 災害応急対応・災害復旧対応に係る特殊勤務手当の創設について
- 【当局】 「災害応急対応・災害復旧対応に係る特殊勤務手当の創設について(案)」を ご覧いただきたい。
 - 「1. 概要」については、本市の区域外の災害発生地域に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する危険性や困難性を鑑み、特殊勤務手当を創設するもので、
 - 「2. 内容」について、
 - (1)「名称」については、災害応急対応等派遣手当とする。
 - (2)「対象職員」については、対象業務に従事した職員とし、ただし、災害 発生地域を管轄する地方公共団体から給与その他の給付を受ける職 員は除くこととする。
 - (3)「対象業務」については、本市以外の国内の災害発生地域に派遣されて行う災害応急対応又は災害復旧対応に係る業務とする。
 - (4) 支給額は、日額1,000円とし、ただし、災害対策基本法第63条第1項 に規定する警戒区域その他これに類する区域において対象業務に従 事した場合は、日額2,000円とする。
 - 「3. 実施時期」については、令和6年1月1日に遡及して適用する。
- 【組合】 提案内容については、持ち帰り協議する。